

7. 立上り緩衝材の取付け

- (1) 立上り際で、現場打ちコンクリート保護層の厚さに合わせて立上り緩衝材を防水層面に取付けて、現場打ちコンクリート保護層の伸縮応力を防水層に伝達しないようにする。
- (2) 立上り緩衝材は、指定の粘着テープ又は接着剤を用いて防水層表面に取付ける。
- (3) 立上り緩衝材は、剥がれたり、位置が移動しないように納まり良く取付ける。
- (4) 立上り緩衝材として、防水層に障害を及ぼさない形状の成形伸縮目地材を使用する場合がある。従って、伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。

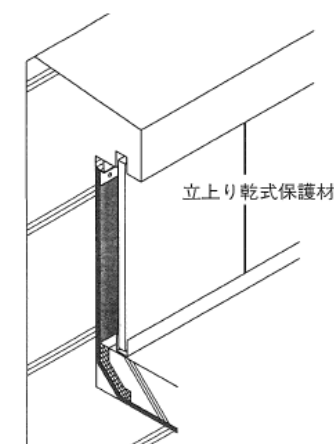


図-18(a) 立上り乾式保護工法

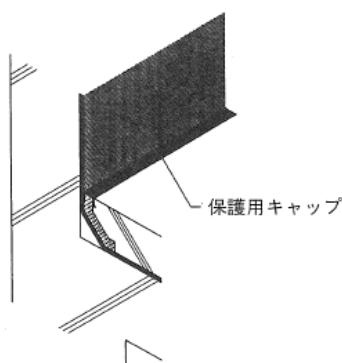


図-18(b) 立上り緩衝材露出工法

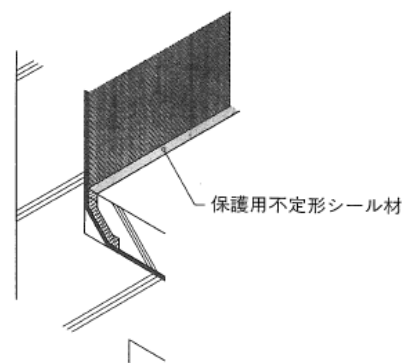


図-18(c) 立上り緩衝材露出工法

図-18 立上り緩衝材の納まり(例)

8. 据付けモルタルの取付け

- (1) 墨出しに従い目地割り水系に合わせて縦・横 3m 程度に配置し、水系に合わせて目地立てされた伸縮目地材の全体的な納まりが良好であることを確認する。
- (2) 一般的に、据付けモルタルを用いる場合は、やや硬めに練り上げたモルタルを、高さ固定型の伸縮目地材の両側面の全延長にわたって盛り上げて固定することを原則とする。
- (3) 据付けモルタルは、現場打ちコンクリートを打設するときに伸縮目地材の位置がずれて移動したり、倒れたりしないように注意する。

- (4) 伸縮目地材が湾曲したり、位置がずれて移動すると建築物としての品質・価値が低下するので注意して慎重に施工しなければならない。
- (5) 据付けモルタルによる部分的な固定の場合、固定強度が不足すると伸縮目地材の移動現象が発生する場合があるので、伸縮目地材の全長にわたって固定する。

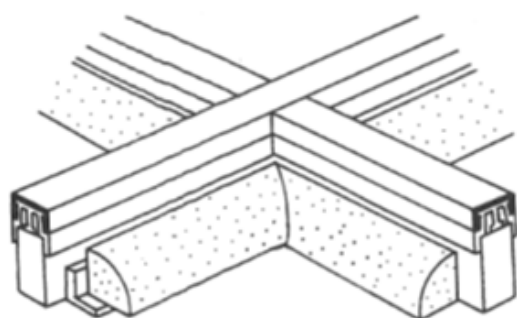


図-19(a) 据付けモルタルの取付け(例)

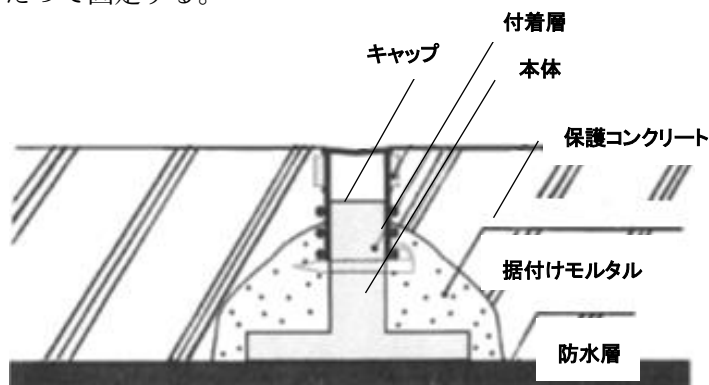


図-20(b) 据付けモルタルの取付け断面(例)

- (6) 高さ可変型の目地本体とベースが別体となったものでは、ベース底面の粘着層の剥離紙を取り除いて、防水層表面の絶縁用シートに固定させる。この時、目地材の位置を移動させないように、目地材のキャップの端が目地割り水系に合わせて下地に固定されていることを確認した後、据付けモルタルを全延長に盛りつける。ただし、据付けモルタルを部分的に固定する工法も行われており、伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。
- (7) 高さ可変型で本体とベースが一体となったものでは、粘着テープを用いてベースを固定した後、据付けモルタルを用いて部分的な固定を行なうため、その間隔や固定の方法については、伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。
- (8) 据付けモルタルを使用しない乾式工法の場合は、ベース底面の粘着テープを利用して固定する工法が行われている。この工法は、絶縁用シートの表面が平滑・清浄であること及び表面にフレッシュなアスファルトが目地材割付け水系の付近に薄く塗着されている場合などに適用されている。従って、乾式固定工法では、伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。

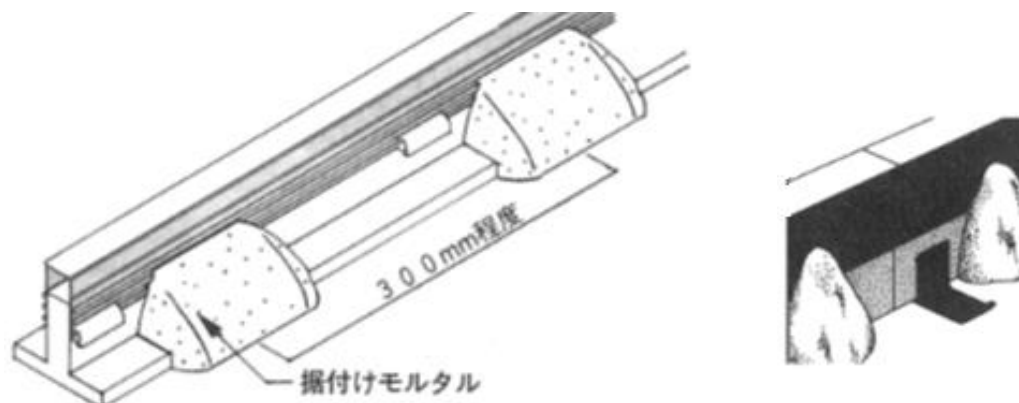


図-21 据付けモルタルの取付け(例)

- (9) 防水層の上側に断熱材が敷設されている場合、伸縮目地材を割付け水系に沿わせながら目地立てを行ない、専用のベース固定用ピン及び伸縮目地材保持用の支持体を使用して固定することにより、湿式の据付けモルタルを使用しないで現場打ちコンクリートを打設する工法が適用されている。従っ

て、断熱工法では、伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。

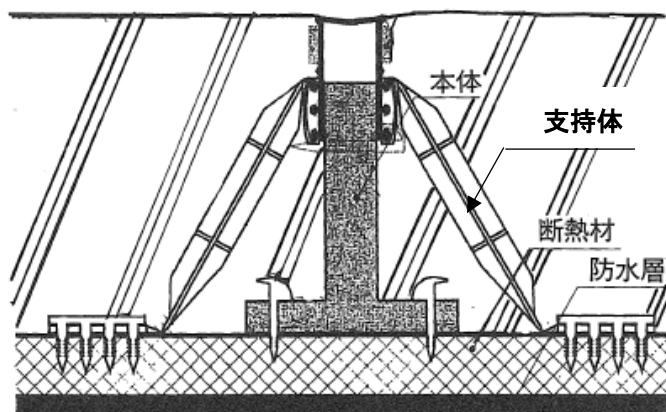


図-22 断熱材の上に据付けモルタルなしの固定工法(例)

- (10) 乾式工法として専用の発泡ウレタンフォームを用いて固定する場合、粘着テープでベースを固定した後、絶縁用シートとベースの両側端面に発泡ウレタンフォームを線状に吹きつけて固定させる。発泡ウレタンフォームが硬化した後、現場打ちコンクリートを打設する。従って、乾式工法は伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。

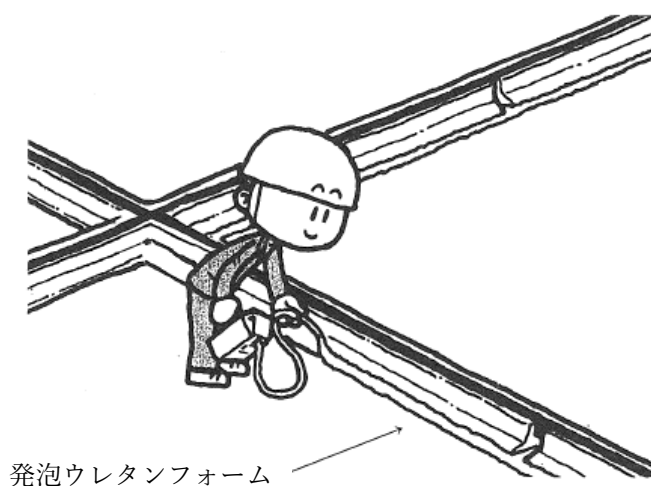


図-23 発泡ウレタンフォームを用いた固定工法(例)

- (11) 据付けモルタルの盛りつけは、法面角度が45度以上となるように盛り上げる。法面角度が45度以下では、なだらかな滑り台状となり現場打ちコンクリート保護層の端部が滑り上がり、コンクリートの反り上がりや伸縮目地端部付近のひび割れの原因となるので注意する。

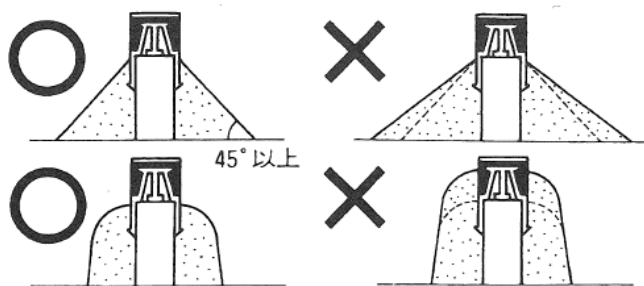


図-24 据付けモルタルの取付け良否(例)

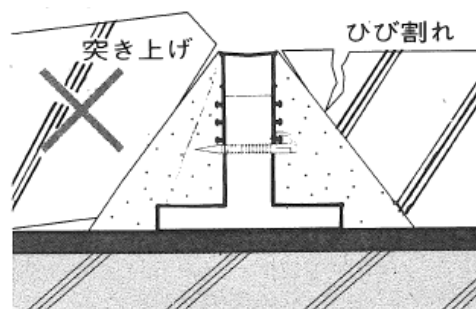


図-25 据付けモルタルの取付け不備(例)

(12) 据付けモルタルの止め位置

1類：付着タイプの伸縮目地材では、剥離紙のキャップ下側のフック状アンカーに据付けモルタルが掛かるように盛りつける。ただし、剥離紙に覆い被せるように据付けモルタルを盛りつけて固定すると、後工程で剥離紙がとれなくなり、現場打ちコンクリートと伸縮目地材の密着不良が発生するので注意する。

2類：アンカータイプの伸縮目地材では、キャップの下側のフック状アンカー部に掛かるように、据付けモルタルを両側に盛り上げて固定する。

(13) 据付けモルタルは、いずれの場合も伸縮目地材キャップの天端まで盛り上げて固定してはならない。

(14) 一般部の目地立てを行なって現場打ちコンクリート枠組を行なった時、水下側の伸縮目地材本体の下側及び据付けモルタルに幅約 5cm 角程度の通水路を設けて、現場打ちコンクリート内部に滞留水が残留しないようにする。

(15) 据付けモルタルを使用しない固定方法においては、下地への固定及び目地本体とキャップの固定方法などについては、伸縮目地材製造所の指定する工法に準拠する。

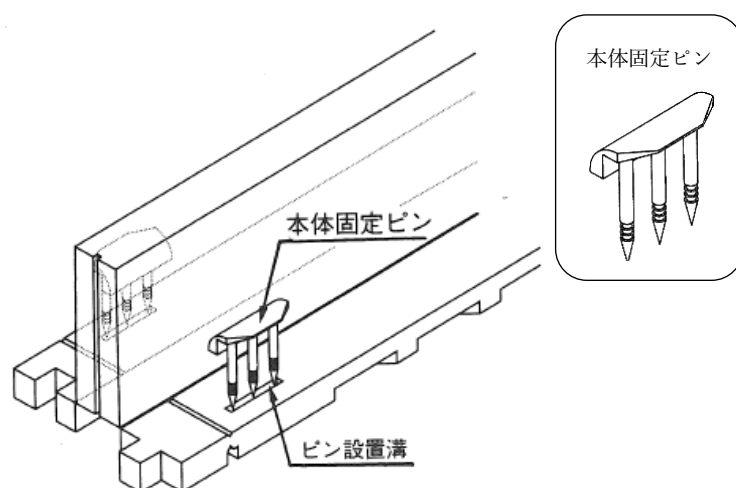


図-26 据付けモルタルを使用しない固定工法(例)

9. 溶接金網の敷込み(別途工事)

- (1) 現場打ちコンクリート内に敷設する溶接金網は、JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子）により、 $\phi 3.2 \sim 5.5 \times 100\text{mm} \times 100\text{mm}$ 程度のものを使用する。溶接金網は現場打ちコンクリートを補強して、コンクリートのひび割れの発生を防止する。
- (2) 溶接金網の敷込みに際して、溶接金網相互の重ね幅は、1～1.5 網目を重ね合わせて結束を行なう。
- (3) 補強効果を高めるために現場打ちコンクリート保護層の厚さに対してほぼ中央に設置されるようにスペーサーを使用する。標準使用量として 1 m²当たり 3 個使用して、現場打ちコンクリートを打設施工する。
- (4) 溶接金網の敷込みと施工に際して、下地の防水層や断熱材を損傷しないように注意を行なう。
- (5) 溶接金網の敷込みが完了してから、金網の上を歩く場合は滑りやすいので注意して作業を行なう。また、歩行時に滑って金網が移動したりして目地材を損傷する恐れがあるので、注意して作業を進める必要がある。

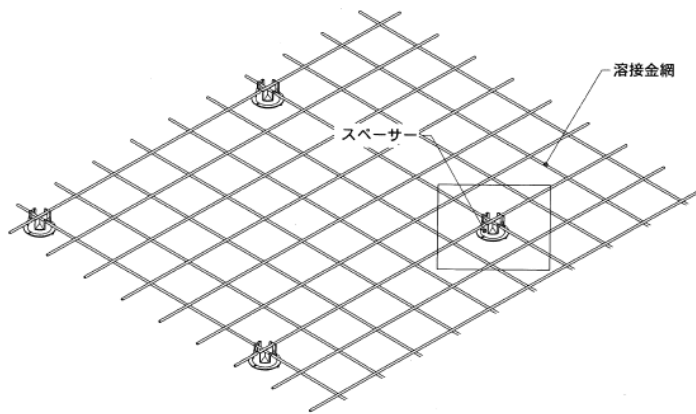


図-27 スペーサーを用いた溶接金網の固定(例)

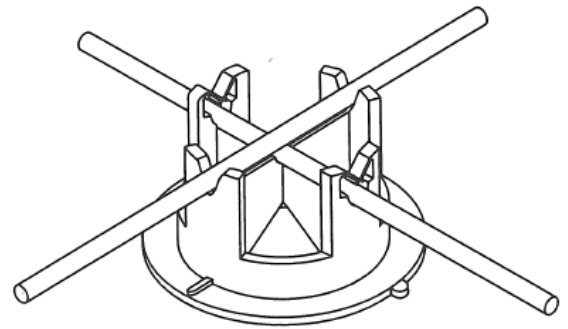


図-28 スペーサー(例)

10. 目地立て施工完了後の点検と損傷防止の注意事項

- (1) 施工要領書などに記載された品名及び数量が確実に施工されていることを確認する。
- (2) 外観から次の項目を検査する。
 - 1) 伸縮目地材の設置間隔及び水平レベルが指定通りであるかどうかを確認する。
 - 2) 伸縮目地材を固定した据付けモルタルの位置、高さの止め位置及び固定の状態が良好であることを確認する。
 - 3) 付着タイプのキャップ部の養生紙が取り除かれていることを確認する。
 - 4) 目地立てされた現場打ちコンクリート枠の水下側に通水路が設定されていることを確認する。
 - 5) 溶接金網の敷込みと納まり状態及び重ね幅は指定通りであるかどうかを確認する。
 - 6) 溶接金網に設けるスペーサーが、適切に取付けられていることを確認する。
 - 7) 防水層及び絶縁用シートの損傷・破断がないことを確認する。
 - 8) 火花の散る恐れのある溶接・溶断及びグラインダー掛け作業等は養生用シートや合板などで養生し注意して行う。
 - 9) 設備配管、設備器具の取付け作業及びタイル張りなどの作業は伸縮目地材を損傷しないよう注意する。
 - 10) 仮設材料、資機材類の運搬・取付け及び撤去作業は伸縮目地材を損傷しないよう注意する。
- (3) 目地立てが終了した状態で他の作業を行なう場合は、防水層又は断熱材及び伸縮目地材を損傷しないように注意して作業を行なう。現場打ちコンクリートの圧送管・一輪車などの運搬車又は足場・脚立などを使用する作業の際は、防水層と伸縮目地材をしないよう注意する。

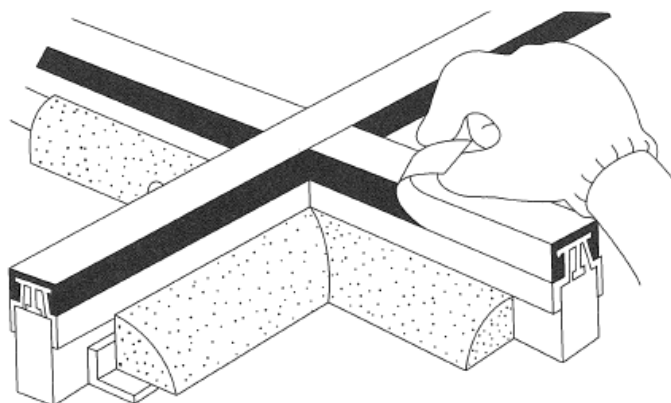


図-29 付着タイプの養生紙の取り除き(例)

11. 現場打ちコンクリートの打設(別途工事)

- (1) 現場打ちコンクリートは、普通コンクリートとし JASS 5 (30 節 無筋コンクリート) に準拠して施工する。また、コンクリートは JISA5308 の品質を満足するものとし、特記がなければ、設計基準強度(F_c)は 18N/mm^2 とし、スランプは 15cm 又は 18cm とする。
- (2) 粗骨材の最大寸法は、保護コンクリート断面の $1/4$ 以下、且つ 25mm 以下とする。
- (3) 骨材には、再生粒度調整碎石及び再生コンクリート砂を使用してもよい。また、骨材中の塩分含有量の限度については、規定しない。但し、溶接金網を使用する場合は、現場打ちコンクリートの塩化物含有量は塩化物イオン量 (Cl) で 0.30kg/m^3 以下とする。
- (4) 単位セメント量の最小値及び水セメント比の最大値は、規定しない。
- (5) 現場打ちコンクリートを打設するとき、硬化した据付けモルタルに左官刷毛等を用いて水湿しを行ってから現場打ちコンクリートを打設する。据付けモルタルに水湿しを行なわないと、現場打ちコンクリート保護層の伸縮目地際付近にドライアウト現象が発生して、ひび割れが多く生じるので注意する。
- (6) 現場打ちコンクリート保護層の仕上げは、左官工事により「床コンクリート直均し仕上げ」による。
- (7) 現場打ちコンクリート保護層の仕上げがタイルの場合、現場打ちコンクリート保護層の伸縮目地と、仕上げタイルのシール目地とを合致させるように割付ける。タイル下地の目地材割りは縦・横 $2\text{m} \sim 2.5\text{m}$ 間隔に設置する。
- (8) 現場打ちコンクリートを打継ぐ場合、目地立て枠の単位で打継ぐ工法が一般的に行われているが、現場打ちコンクリート打設作業において、目地枠が作業者によって踏みつけられたり、コンクリート圧送ホースによって変形させられたりすることがないように注意する。

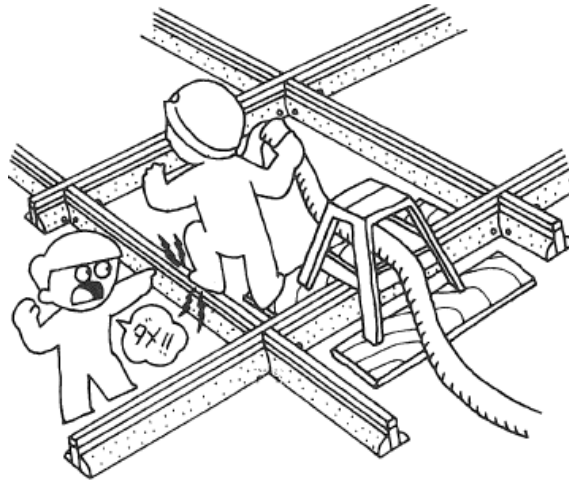


図-30 コンクリート圧送用ホースの養生(例)

12. 特記仕様

成形伸縮目地材の特記仕様は、次の**表－3**による。

表－3

施工箇所	特記事項
成形伸縮目地材の種別・寸法	
形状による区分の指示	
用途による区分の指示	
成形伸縮目地の間隔	
保護コンクリートの厚さと勾配	
成形伸縮目地材の製造所	

13. 関連仕様書

- (1) 国土交通省「公共建築工事標準仕様書」及び「建築工事監理指針」に対応。

国土交通省「建築工事監理指針」（令和元年度版）の第9章2節アスファルト防水9.2.2材料(11)成形伸縮目地材及び9.2.5保護層等の施工(6)伸縮調整目地。

- (2) 日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 8 防水工事」に対応。